

令和8年4月20日

旅館業営業者各位

渋谷区保健所長 猿田 克年  
( 公 印 省 略 )

渋谷区旅館業法施行条例等の改正のお知らせ及び  
緊急連絡先等の表示義務化に伴う対応について

平素より渋谷区の衛生行政にご協力いただきありがとうございます。  
この度、渋谷区旅館業法施行条例及び同規則が別添のとおり改正されましたので、お知らせします。  
また、本改正に伴い、令和8年7月1日から、玄関帳場（フロント）を設けていない施設には、公衆の見やすい位置に緊急連絡先（苦情申出先）等を表示することが義務付けられます。  
つきましては、下記のとおり、**緊急連絡先（苦情申出先）等の表示及び区への報告**をお願いします。

記

1 対象施設

渋谷区内の玄関帳場（フロント）を設けていない全ての旅館業施設  
※玄関帳場（フロント）を設けている施設は、本件の対応不要です。

2 表示事項

- ① 施設の名称
- ② 施設の所在地
- ③ 緊急連絡先（苦情申出先）
- ④ 旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の別

3 表示方法

裏面のとおり



4 区への報告方法

表示の写真（2①～④の事項が鮮明に読み取れるもの）を撮影し、生活衛生課環境衛生係（kankyoeisei@shibuya.tokyo）あてにメールで送ってください。QRコードから簡単に送れます。

5 期限

令和8年6月30日（火）

期限までに連絡がない場合は、営業実態の確認のため、立入調査を実施する場合があります。

6 表示事項の公表について

2①～④の事項は、渋谷区旅館業法施行条例に基づき旅館業許可施設一覧において公表しますので、ご了承ください。

問い合わせ

東京都渋谷区宇田川町1番1号 渋谷区役所7階  
渋谷区保健所生活衛生課環境衛生係  
電 話：03-3463-2287  
メール：kankyoeisei@shibuya.tokyo

## 【表示の方法】

公衆の見やすい位置に、公衆の見やすい大きさに、表示してください。

※公衆の見やすい位置とは、玄関ドア、集合ポスト、建物の出入口等の近隣住民が容易に確認できる位置を指します。

※玄関ドアに表示する施設のうち、オートロック等で近隣住民が玄関ドアの表示を確認できない場合は、集合ポスト等にも可能な限り表示してください。

※表示の大きさに基準はありませんが、通常、人が立ち止まって読むことができる大きさとしてください。

※風雨や日光に晒される場所に表示する場合は、UVカットラミネート加工等を施してください。

表示例1 すでにある施設の名称の表示を撤去して、新たに表示しなおす場合

〇〇ホテル（旅館・ホテル営業） 渋谷区〇〇1-2-3 〇〇マンション101 緊急連絡先：090-1234-5678
---

表示例2 すでにある施設の名称の表示を残して、その近傍に他の事項を表示する場合

〇〇ホテル（すでに表示） 旅館・ホテル営業 渋谷区〇〇1-2-3 〇〇マンション101 お問い合わせ：090-1234-5678
---

表示例3 宿泊者用の連絡先と近隣住民用の連絡先が異なる場合

〇〇ホテル（旅館・ホテル営業） 渋谷区〇〇1-2-3 〇〇マンション101 連絡先 宿泊者の方：090-1234-5678 宿泊者以外の方：090-8765-4321
--

施設の名称、施設の所在地は、営業許可書の記載と揃えてください。

表示の様式は定めていません。2①～④の事項が記載されていれば、適宜項目の文言や順序を変更して差し支えありません。